

旅行業法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）（抄） 1

○ 旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（手数料） 第四条（略） 2 法第二十二條第二項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 総合旅行業務取扱管理者試験 一万三千円 二 国内旅行業務取扱管理者試験 八千円 三 （略） 3・4 （略）	（手数料） 第四条（略） 2 法第二十二條第二項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 総合旅行業務取扱管理者試験 六千五百円 二 国内旅行業務取扱管理者試験 五千八百円 三 （略） 3・4 （略）